

安城市自治基本条例検証会議③ グループワーク参考資料

①市民の定義

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 市民

市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者(法人その他の団体を含みます。)をいいます。

「逐条解説」では

「市民」とは、地方自治法に定める「住民」(市内に住所を有する人で、外国人市民や法人も含みます。)のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体としています。

このように、市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会が抱える様々な課題の解決を進めていくためには、安城市に関係する幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づくものです。

「これまでの検証会議」及び「宿題シート」では

×不適切である、危険

- ・「市民の定義」をどこまで広げるか
- ・市への責務や負担の異なる住民、通勤者、通学者、外国人、個人、団体を一緒に「市民」として扱うことは不適切である
- ・市民＝住民？範囲を広げた。国籍、市民数と住所
- ・一部外国では有事の際、国防動員法があり、(国内にいる外国人の)危険性を感じる。非常に不安



○市民として同等に

- ・認知症の高齢者や障がい者や子どもたち、外国人なども安城市民として共存・共生・共栄していくことが必要
- ・安城市にいる外国人の受け入れについて。町内会には入っていないけれど一緒にお祭りしたりして、変な矛盾が出てきている。これからの国際社会では、同じ市民として同等にやっていくことが必要

△その他

- ・「市民の定義」について施行している市町村の状況について
- ※安城市の考えについては、配布資料「用語の定義」のP1を参照

②市民の権利

第3章 市民 第1節 市民の権利(第6条-第8条)

(知る権利)

第6条 市民は、市政について、議会及び市長その他の執行機関が保有する
情報を知ることができます。

(市民参加の権利)

第7条 市民は、まちづくりの主体として、等しく市民参加をすることができます。

(行政サービスを受ける権利)

第8条 市民は、適切な行政サービスを等しく受けることができます。

「逐条解説」では

(知る権利)

「情報共有」を自治の基本原則とする前提として、市民が議会及び市長その他の執行機関が保有する情報の提供を受け、また、必要に応じて情報を請求できる権利を保障しています。

(市民参加の権利)

「市民参加と協働」を自治の基本原則とする前提として、市民が自発的かつ主体的に市の施策の企画立案、実施及び評価の各段階における意思形成にかかわる権利を保障しています。

これは権利であるため、当然参加を強制するものではなく、参加しないからといって不利益を被るものではありません。

(行政サービスを受ける権利)

定められたルールの範囲内で市が提供するサービスを等しく受けることができる機会を有することを保障しています。

ただし、すべての市民がすべてのサービスが無条件に受けられるというものではありません。例えば、市内に住所を有する人のみが受けることができるサービスなどもあり、受給できる対象者や内容はサービスごとに条例や規則などで規定されることとなります。

★市民の「知る権利」を保障するとともに、市民が「市民参加の権利」を行使する上で前提となる規定として、第24条「説明責任等」、第25条「情報公開及び個人情報の保護」が定められています。(参照⇒「逐条解説」p14～15)

「これまでの検証会議」及び「宿題シート」では

×不適切である

- ・住民以外に「市の意思決定に関わる権利」をはじめ、諸々の権利を認めていいのか？
- ・市外在住者や未成年、外国人などの安城市の有権者ではない者に「市の意思決定に関わる権利」を認めることは違法であり、認められない

×公募による市民参加には公共性も正当性もない

- ・「公募」による市民参加には、何の公共性も正当性もなく、意見や参加者も偏るので、行うべきではない。行なったとしても、論点の整理程度にとどめるべき
- ⇒「市民の意見」はひとつではないので、ひとつの結論に決めるべきではない。「市民の意見」がひとつだと考えるのは全体主義的思考であり、それは不自然なものだと考えるべき



○担保として有効

- ・現在規定されている条項はすべて有効。行政と議会に対する“しぼり（担保）”として有効に働いている
- ⇒①市民参加、②市民協働、③情報公開、④個人情報の保護、⑤説明責任、⑥行政・財政運営と評価、⑦危機管理、⑧持続可能な社会の実現、⑨住民投票

○権利保護の視点を強化

- ・さらに、「弱者、少数者の視点」からの条例の条項、条文の検討（まちづくりへの参加と権利保護）（こども、障がい者、女性、高齢者、外国人）
- ⇒自ら考え行動する自立した市民として、担い手として、助け合いながら協働することは大変重要な視点。しかし、全ての市民が自立した市民にはなれない。認知症の高齢者や障がい者やこどもたち、外国人なども安城市民として共存・共生・共栄していくことが必要。両輪あってこそその市民自治の実現

○豊かな文化を受ける権利を追加

- ・「豊かな文化を受ける権利条例」を加える

○知る権利を公開義務に

- ・6条の「知る権利」を「公開義務」に変更したい

△その他

- ・「市民の権利」の意味について

③市民の責務

第3章 市民 第2節 市民の責務(第9条)

第9条 市民は、まちづくりを推進するため、その担い手としての自覚と責任を持ちます。

- 2 市民は、権利の行使に当たっては、公共の福祉に反しないようにするとともに、次世代及び市の将来に配慮します。
- 3 市民は、行政サービスに必要な経費について、応分の負担をします。
- 4 市民は、良好な環境を次世代に引き継ぐ責任を持ちます。
- 5 市民は、安城市民憲章を尊重します。

「逐条解説」では

権利の規定と対になる責務の規定です。法的な「義務」として強制するものではなく、主体的に果たす「責務」として謳っています。

- ①市民がまちづくりの担い手であるという自覚と責任を持たずして自治の推進はありえないという考えを基本としています。また、通勤者、通学者なども含め、市民の定義を幅広く捉える中では、住民以外の市民にもこのような責務を主体的に担ってもらうことを定めています。
- ②権利の行使に当たっては、個人的な利害関係で行動するのではなく、「公共の福祉」、すなわち、特定の人または団体の利益に偏らない、市民全体の幸せを考えるとともに、次世代及び市の将来に配慮しなければなりません。
- ③市民は行政サービスを受ける権利を持つ一方で、そのサービス提供に伴う負担を分かち合うことを定めています。「負担」とは、市民税等の税、分担金、使用料、手数料などの経済的な負担を指しており、「応分」としたのは、経済的理由、年齢、心身の状況等により、一部又は全部の負担を免除される市民もいることを考慮したからです。
- ④ここでいう「環境」とは、自然環境だけでなく、生活環境や文化的な環境などあらゆる環境をいいます。
- ⑤安城市民憲章は、安城市をいっそう魅力に満ちた、生きがいのあるまちにするための市民生活の心構えを定めています。

「これまでの検証会議」及び「宿題シート」では

×逐条解説が厳し過ぎるのでは？

- ・「市民の責務」の逐条解説では「市民がまちづくりの担い手であるという自覚と責任を持たずして自治の推進はありえない」となっており、言葉が厳しい感じがする。
- ⇒「市民参加の権利」の逐条解説では「これは権利であるため、当然参加を強制するものではなく、参加しないからといって不利益を被るものではないと書いてある
- ⇒条例はそのままでもいいが、解説文の表現を少し柔らかくしたら



○自治意識を高める

- ・住みやすいまちづくりのために、市民の自治意識を高めていくことは重要と考える
- ・「住みやすいまちづくり」をするために何をすべきか？
- ・「町内会組織がもっと役立つもの」でないと自治は育たない

○市民がまちづくりに関わることに共感が得られている

- ・モニターアンケートの問3「市民一人ひとりが自ら考え行動し、まちづくりに関わっていくという考え方」に「共感する」「どちらかといえば共感する」を合わせると約95%。
- ・問8「(市民参加条例)この考え方」に「共感する」「どちらかといえば共感する」を合わせると約90%という結果は、評価できると思う

△その他

- ・「市民の責務について」。まちづくりの担い手としての自覚と責任について話し合いたい

以 上